

## 美ら島地域連携プラットフォーム会則

### (設置)

第1条 地域の発展に寄与する魅力ある高等教育環境の充実を図るため、美ら島地域連携プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 プラットフォームは、地域社会における大学等の役割を強化し、質の高い高等教育機会の確保と地域の人材の確保、産業界のイノベーションの創出、将来的な人口減少や高齢化に向けた社会課題解決と地域振興につなげるため、高等教育機関と行政、産業界等が恒常的に対話し、連携した取組を行っていくことを目的とする。

### (構成等)

第3条 プラットフォームは、別表1に掲げる団体等(以下「構成団体等」という。)により構成する。

### (検討及び協議事項)

第4条 プラットフォームは、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 幼稚園等、小学校、中学校、高等学校、高等教育機関(大学・短大・高専・専門学校)から社会人の学びまでの一貫した人材育成の在り方について
- (2) 大学等が養成する人材と経済界が求める人材とのミスマッチ等への対応について
- (3) 県や市町村における高等教育機関のアクティブ・シンクタンクとしての機能の強化方策について
- (4) 県外に流れている専門人材の養成の在り方について(卒業生の県外流出、県外進学の学生の沖縄への還流)
- (5) 将来の人口減少や各産業の人口動態を見据えた関係機関の対応について
- (6) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な事項

### (推進本部会議)

第5条 プラットフォームに推進本部会議を置く。

- 2 推進本部会議の委員は、別表1に掲げる構成団体等の代表者または構成団体等が指名する者をもって構成する。
- 3 推進本部会議の会長は、推進本部会議の委員の中から互選により選出する。
- 4 推進本部会議の会長は、プラットフォームの業務を統括する。
- 5 推進本部会議に会長代理を置くことができる。会長代理は、会長が指名するものとし、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 推進本部会議は、会長が招集し、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 7 推進本部会議の出席について、代理の出席があった場合は出席者として扱い、第9項に規定する議決も認めるものとする。
- 8 推進本部会議の議長は、会長が務める。
- 9 第4条に掲げる事項について、議決をする必要があるときは、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 この会則の改廃は、会長が行う。

- 11 推進本部会議の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 12 必要に応じ、推進本部会議に、学識経験者や関係団体等の出席を求めることができる。

#### (幹事会)

第6条 プラットフォームに幹事会を置く。

- 2 幹事会の委員は、別表2に掲げる構成団体等が指名する者をもって充てることができる。
- 3 幹事会に委員長を置く。
- 4 幹事会の委員長は、幹事会の委員の中から互選により選出する。
- 5 会議の出席について、代理の出席があった場合は出席者として扱う。
- 6 幹事会の議長は、委員長が務める。
- 7 幹事会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 幹事会は、推進本部会議で協議する事項について検討を行うほか、推進本部会議の運営を円滑に行うため、必要な事項について連絡調整する。
- 9 必要に応じ、幹事会に、学識経験者や関係団体等の出席を求めることができる。

#### (専門部会)

第7条 第4条に掲げる事項を検討するために必要があるときは、推進本部会議は、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の構成ほか運営に必要な事項は、幹事会において定める。
- 3 専門部会に座長を置き、専門部会の構成員の互選により選出する。
- 4 部会の出席について、代理の出席があった場合、座長は出席者として扱うことができる。
- 5 専門部会は、座長が招集する。
- 6 専門部会の議長は、座長が務める。
- 7 専門部会の庶務は、座長が所属する団体等において行う。
- 8 必要に応じ、専門部会に、学識経験者や関係団体等の出席を求めることができる。

#### (会議の開催の方法)

第8条 前3条の会議は、開催場所に参集して行う方法(以下「実地会議」という。)によるほか、会議を主宰する者が必要と認めたときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用した会議(以下「Web会議」という。)、または実地会議とWeb会議の併用により開催することができる。

- 2 前3条の会議は、審議事項を記載した書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下この条において同じ。)を会議の委員または構成員に回付し、それに対する賛否又は意見を書面により表明する方法(以下「書面会議」という。)により開催することができる。

(会議内容等の公表)

第9条 会長は、推進本部会議の一部又は全部を非公開とすることができる。ただし、委員の全員が公開することを求める場合にあつては、この限りではない。

2 推進本部会議の概要については、会議の終了後、沖縄県総務部総務私学課のホームページに掲載して公表するものとする。

(事務局)

第10条 プラットフォームの事務局は、沖縄県総務部総務私学課に置く。

2 事務局は、推進本部会議及び幹事会の庶務を処理する。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和8年5月25日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区分	団体等の名称
高等教育機関等	国立大学法人琉球大学
	学校法人沖縄国際大学
	学校法人沖縄大学
	公立大学法人名桜大学
	学校法人沖縄キリスト教学院大学・沖縄キリスト教短期大学
	学校法人嘉教女子学園沖縄女子短期大学
	公立大学法人沖縄県立芸術大学
	公立大学法人沖縄県立看護大学
	独立行政法人国立高等専門学校機構沖縄工業高等専門学校
	一般社団法人沖縄県専修学校各種学校協会
経済・産業団体等	沖縄経済同友会
	公益財団法人沖縄県産業振興公社
行政機関	沖縄県、沖縄県教育委員会

別表 2 (第 6 条関係)

区分	団体等の名称
高等教育機関等	国立大学法人琉球大学
	学校法人沖縄国際大学
	一般社団法人沖縄県専修学校各種学校協会
経済・産業団体等	沖縄経済同友会
	公益財団法人沖縄県産業振興公社
行政機関	沖縄県、沖縄県教育委員会